

○香美老人ホーム組合つり銭資金の交付等に関する要綱

〔平成 22 年 4 月 30 日  
訓 令 第 1 号〕

改正 平成 28 年 10 月 14 日 訓令第 2 号  
令和 2 年 3 月 3 日 訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、香南香美老人ホーム組合財務規則（昭和 43 年規則第 5 号）第 33 条の 2 第 3 項の規定に基づき、つり銭資金の交付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(つり銭資金の額及び交付期間)

第 2 条 会計管理者は、出納員が取り扱う収納金額を考慮し、つり銭資金の額を決定する。ただし、つり銭資金の交付限度額は 40 万円とする。

2 つり銭資金の交付期間は、第 4 条の規定により、つり銭資金の交付を受けた日から当該つり銭資金の交付を受けた日の属する会計年度の末日までとする。

(交付申請)

第 3 条 つり銭資金を必要とする出納員は、つり銭資金交付申請書（別記様式）により会計管理者に交付の申請をしなければならない。

(つり銭資金の交付)

第 4 条 会計管理者は、前条の申請があったときは、つり銭資金の交付の適否を審査し、適当と認めるときは、出納員につり銭資金を交付するものとする。

2 出納員は、前項の規定によりつり銭資金の交付を受けたときは、つり銭資金の交付申請書の受領欄に記名押印するものとする。

(つり銭の保管)

第 5 条 出納員は、つり銭の保管について、最大限の注意を払うものとし、施錠できる金庫による保管等安全な方法により保管しなければならない。

2 出納員は、つり銭資金管理簿を備え、つり銭資金の保管状況を記録しなければならない。

3 出納員は、つり銭資金の保有状況について、つり銭資金管理簿を 3 月に 1 回以上の頻度で会計管理者に提出しなければならない。

(保管状況等の検査)

第 6 条 会計管理者は、つり銭資金の保管状況等について必要に応じ検査をし、又は報告を求めることができる。

2 会計管理者は、つり銭資金の保管状況等に誤りのある場合又は取扱いに適正を欠く場合は、直ちに適正な取扱いを命ずるものとする。

(つり銭資金の返還)

第7条 出納員は、つり銭資金の交付期間が満了したとき又はつり銭資金が不要になった場合は、速やかにつり銭資金を会計管理者に返還しなければならない。

附 則

この訓令は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

つり銭資金交付申請書

年 月 日

香南香美老人ホーム組合会計管理者 様

所 属

施設長

印

出納員

印

香南香美老人ホーム組合つり銭資金の交付等に関する要綱第3条の規定に基づき、  
下記のとおりつり銭資金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 交付期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 月 日

3 内容

-----

受 領 書

香南香美老人ホーム組合  
会計管理者 様

金 \_\_\_\_\_ 円

上記金額をつり銭資金として受領しました。

年 月 日

出納員

印